

H26年度上半期納付分の社会保険料率表

H26.5 石井作成

年齢別保険料率の内訳

・ 4月～9月納付分(前月分を納付)

種 別	従業員の年齢 料率	40歳未満		40歳以上65歳未満		～70歳まで		～75歳まで	
		事業主	本人	事業主	本人	事業主	本人	事業主	本人
a 健康保険	10.030%	5.015%	5.015%	5.015%	5.015%	5.015%	5.015%	5.015%	5.015%
介護保険	1.720%	—		0.860%	0.860%	—		—	
b 厚生年金	17.120%	8.560%	8.560%	8.560%	8.560%	8.560%	8.560%	—	
児童手当拠出金	0.150%	0.150%	—	0.150%	—	0.150%	—	—	
c 雇用保険	1.350%	0.850%	0.500%	0.850%	0.500%	—		—	
労災保険	下記のとおり	—		—		—		—	
一般拠出金	0.005%	0.005%	—	0.005%	—	0.005%	—	0.005%	—
小計(労災を除く)	30.375%	14.580%	14.075%	15.440%	14.935%	13.730%	13.575%	5.020%	5.015%

* H26.10月からは厚生年金保険料は、 +0.354%

業種別・事業主負担分保険料率の計算方法

業 種	事業主負担の保険料率				
	小計(除労災)	+	雇用保険	+	労災保険
① 「②, ③」以外の事業	小計(除労災)			+	0.25%～8.7%(卸小売・飲食0.35%, 輸送用製造業0.45%etc)
② 農林水産・清酒製造の事業	小計(除労災)	+	0.100%	+	1.2～6%(農林水産), 0.6%(清酒製造)
③ 建設の事業	小計(除労災)	+	0.200%	+	0.75～8.9%

保険の概要

健康保険・厚生年金	毎月、当月給料から前月分保険料を徴収、事業主分を加えて送付されてきた「納入告知書」で月末までに金融機関で支払う。 資格取得時に標準報酬額を決定、対応する標準報酬・保険料額表の保険料を翌月末までに支払う。 定時決定は、毎年4～6月の報酬額から標準報酬月額を決め、9月～翌8月まで、支払う * 標準報酬・保険料額表 賞与に係る保険料額は、標準賞与額(賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額)に、保険料率を乗じた額。
-----------	--

[\(健康保険\)](#)

[\(介護保険料\)](#)

[\(厚生年金\)](#)

[\(児童手当拠出金\)](#)

健康保険の料率は広島県独自。 75歳になると後期高齢者医療に加入。
介護保険料率は全国一律。 介護保険料は、40歳到達月から65歳到達月の前月の分まで徴収。
70歳未満は、厚生年金の被保険者。加入資格(25年)を満たすため70歳以上でも任意加入可。原則、全額自己負担。
65歳までの特別支給老齢の厚生年金は、1年以上厚生年金の加入期間必要、65歳からは1月以上で支給。
児童手当等の財源の一部。厚生年金保険法上の標準報酬月額及び標準賞与額に基づいて徴収。

労働保険	毎年、6月1日～7月10日に、概算保険料(賃金総額の見込額×保険料率)を支払う。 保険料額によっては延納も可能。 同時に、前年度の確定保険料(前年保険料率)の清算も行う。 労働局から送付された申告書に、金額記載し金融機関へ納付。
------	---

[\(雇用保険\)](#)

[\(労災保険\)](#)

[\(一般拠出金\)](#)

4月1日に、64歳以上は保険料免除。同一事業所に引続き雇用者は、高年齢継続被保険者。65歳以上で新たに雇用は、保険対象外、
労災保険料と一般拠出金は、全ての労働者の賃金が対象で、全額事業主負担。 [* 労災保険料率](#)
平成19年4月1日から、石綿健康被害救済法に基づき、労働保険料と併せて申告・確定納付する。

対象となる賃金

各種手当、通勤手当、休業手当は、対象賃金。 旅費、退職金、見舞い・祝い金などは、除外。

保険料の免除

産前産後、育児休業保険料免除申出書により、休業期間中の本人・事業主のa,bの保険料免除